

四日市市訓令第1号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市役所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年1月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市役所処務規程の一部を改正する規程

四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 危機管理統括部（略） 政策推進部（略） 総務部（略） 財政経営部（略） 市民生活部（略） 健康福祉部 福祉総務課 管理係 (1)から(14)まで（略） <u>(15) 生活支援給付金室に関する</u> <u>こと。</u> (16)（略） 福祉支援係（略） 保護課（略） 高齢福祉課（略） 介護保険課（略） 障害福祉課（略）	第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 危機管理統括部（略） 政策推進部（略） 総務部（略） 財政経営部（略） 市民生活部（略） 健康福祉部 福祉総務課 管理係 (1)から(14)まで（略） (15)（略） 福祉支援係（略） 保護課（略） 高齢福祉課（略） 介護保険課（略） 障害福祉課（略）

保険年金課 (略)	保険年金課 (略)
健康づくり課 (略)	健康づくり課 (略)
こども未来部 (略)	こども未来部 (略)
シティプロモーション部 (略)	シティプロモーション部 (略)
商工農水部 (略)	商工農水部 (略)
環境部 (略)	環境部 (略)
都市整備部 (略)	都市整備部 (略)

附 則

この規程は、令和6年1月15日から施行する。

(総務部総務課)